

佐渡スポーツハウス
佐渡市陸上競技場

指定管理業務特記仕様書

佐 渡 市

佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 この佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場指定管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、佐渡スポーツハウス、佐渡市陸上競技場（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）、佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）、佐渡市社会体育施設使用料減免要綱（以下「減免要綱」という。）及び佐渡市指定管理業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）のほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等をもって、市民の体育及びスポーツの推進並びに健康の保持・増進を図ることにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は214,300,000円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 新潟県プール条例及び同施行規則
- (3) 条例及び規則
- (4) 減免要綱
- (5) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び同施行規則
- (6) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (7) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (8) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 条例第12条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第9条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別紙3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場

合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第 10 条 佐渡市は、第 8 条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表 4 に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

2 指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。

3 備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

4 指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第 11 条 指定管理者は、管理物品のうち別表 5 に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

2 備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

3 管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1 件につき 3 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の現状変更)

第 12 条 指定管理者は、施設を改造等により現状を変更（施設の修繕及びその他軽微な変更を除く。）及び敷地に建物その他の工作物を建設しようとする場合には、事前に改造等の計画を書面によって市に申請し、その承認を受けなければならない。

(管理物件の修繕等)

第 13 条 管理施設の改造、増築、移設については、前条によるものを除き佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 管理物件の修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表 2 の建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第 14 条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

(1) 令和 8 年 3 月 31 日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業

(2) 前号に掲げるもののほか、別表 6 に定める契約

(その他)

第 15 条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

別表 1 管理施設（第 7 条関係）

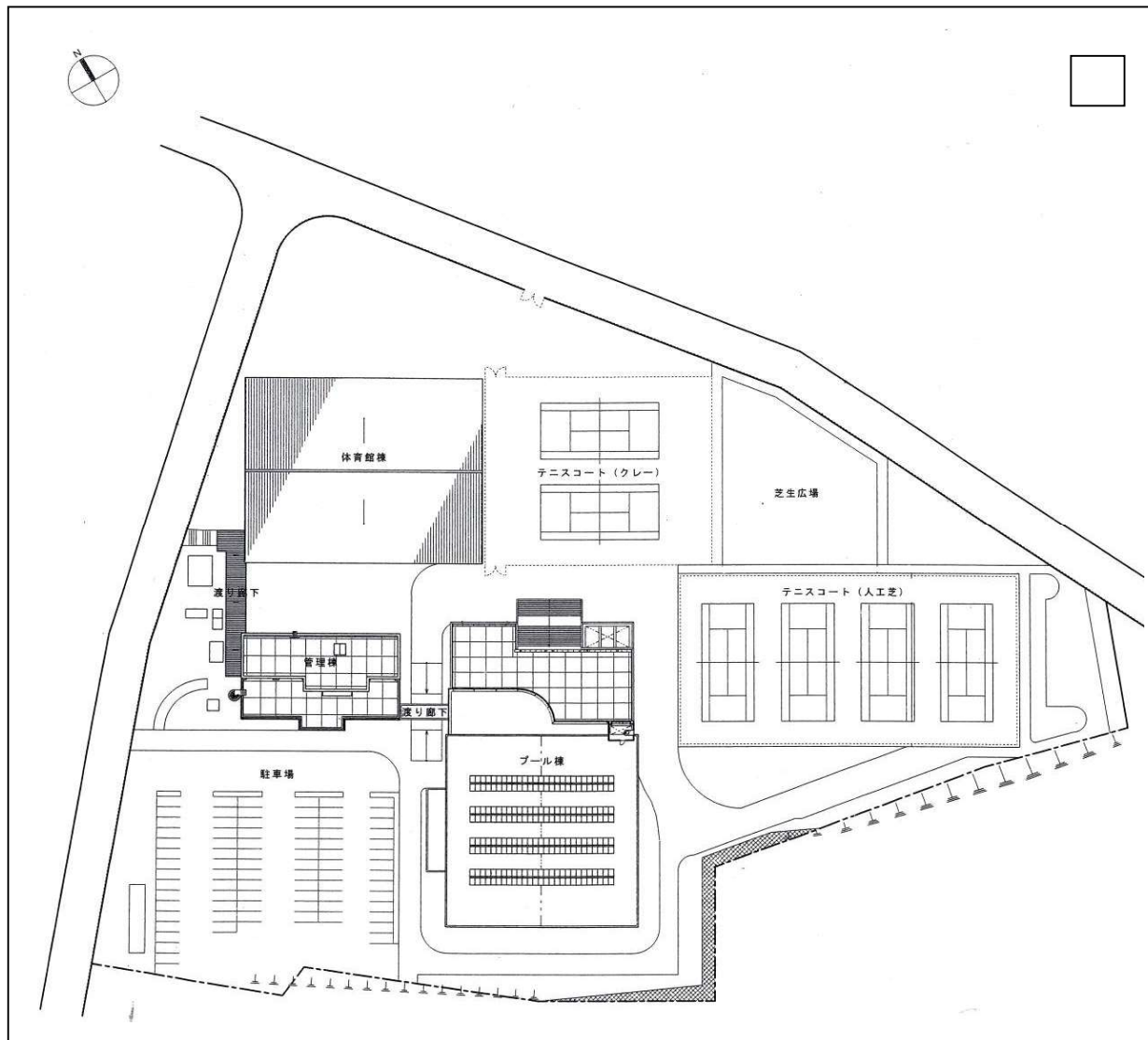
施 設 の 名 称		佐渡スポーツハウス	
施 設 の 所 在 地		佐渡市吉岡 1675 番地	
施 設 概 要	建 築 構 造	管 理 棟：鉄筋コンクリート造 2 階建 体 育 館：鉄筋コンクリート造 一部 2 階建 プールの棟：鉄筋コンクリート造 2 階建	
	敷 地 面 積	20,143 m ²	
	建 築 面 積	3,993 m ² (管理棟:458.88 m ² 体育館:1369.60 m ² プールの棟:2164.92 m ²)	
	建 築 延 面 積	4,659 m ² (管理棟:716.82 m ² 体育館:1728.82 m ² プールの棟:2212.88 m ²)	
	開 館 日	昭和 50 年 9 月 1 日	
	施 設 構 成	管 理 棟：1 階 事務室・会議室 1・会議室 2・休憩室・倉庫 2 階 休憩室・物置ほか 体 育 館：バスケットボールコート 2 面・2 階ギャラリー 温水プールの：一般 25m×8 コース・児童 12m×8m・観覧席 トレーニング室：有酸素系 3 種類 10 基・筋トレ系 10 種類・マッサージ 1 基・測定機器 2 種類) テニスコート：人工芝 4 面・クレコート 2 面 参考資料 1～3 「施設図面」参照	
	設 備	各設備 1.0 式 その他詳細な設備の状況については閲覧対応とします。	
	利 用 者 実 績	令和 4 年度	41,104 人
		令和 5 年度	34,510 人
		令和 6 年度	30,025 人
	使 用 料 実 績 (教室参加料除く)	令和 4 年度	5,814 千円
		令和 5 年度	3,186 千円
		令和 6 年度	2,023 千円
	契 約 状 況	別表 4 参照	
	収 支 実 績 (陸上競技場等を含む)	令和 4 年度	-779 千円 (指定管理料 67,410 千円)
		令和 5 年度	7,846 千円 (指定管理料 63,724 千円)
		令和 6 年度	1,973 千円 (指定管理料 61,838 千円)

	改 築 ・ 修 繕 履 歴	別表 7 参照
付 帯 施 設 等	駐車場 100 台（正面 2,437 m ² ・背面 926 m ² ） 屋外照明灯 2 基 渡り廊下 89 m ² （鉄骨造） 電気室 27 m ² 収納庫 38 m ² （木造）	
そ の 他	平成 18 年 8 月 31 まで新潟県施設として、佐渡市が管理受託。同年 9 月 1 日より事務委託に移行。 平成 19 年 4 月 1 日管理棟・体育館・クレートニスコート を市に譲与。平成 21 年 4 月 1 日プール棟・人工芝テニスコ ートを譲与される。 平成 26 年度より指定管理とする。	

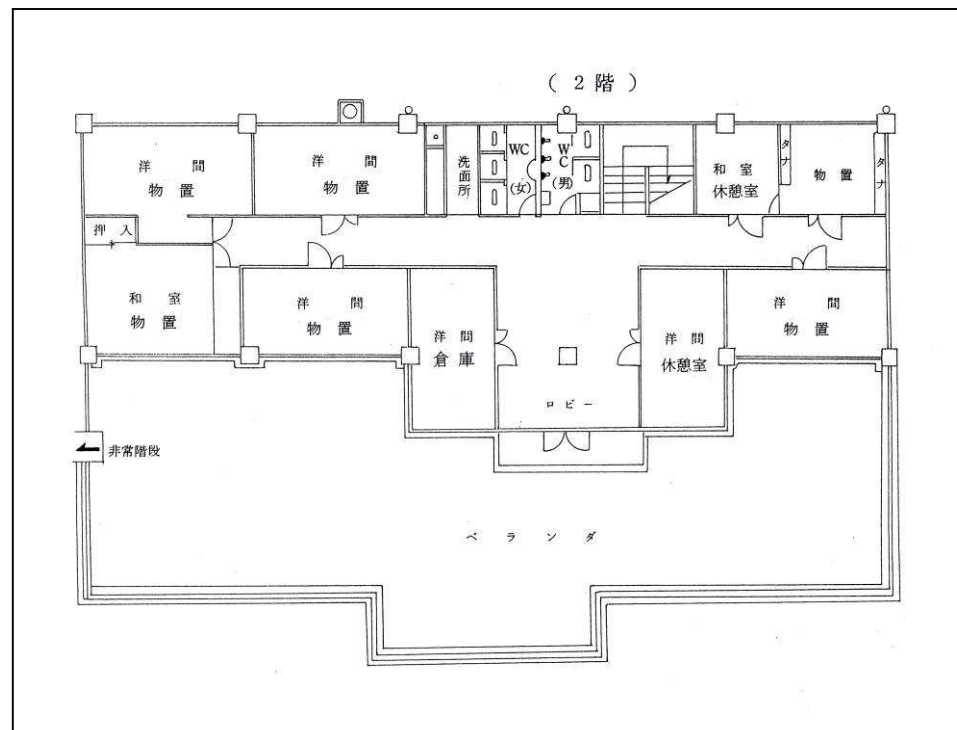
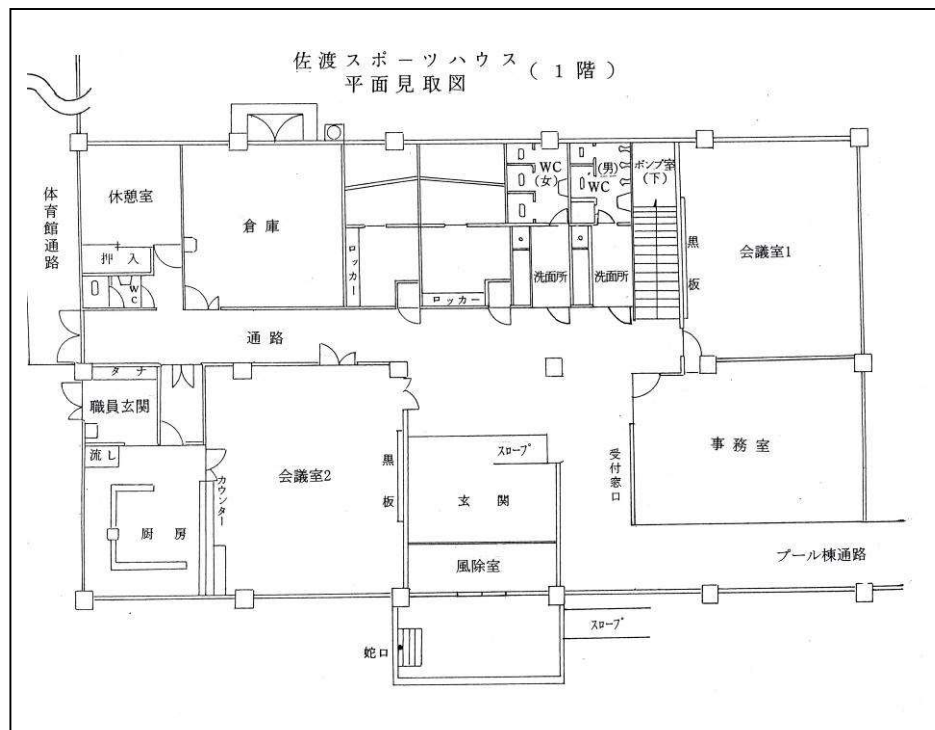
施 設 の 名 称		佐渡市陸上競技場	
施 設 の 所 在 地		佐渡市名古屋 146 番地 1	
施 設 概 要	建 築 構 造	（本部棟）R C 造平屋建て	
	敷 地 面 積	22,891 m ²	
	建 築 面 積	（本部棟）204.12 m ²	
	建 築 延 面 積	（本部棟）197.47 m ²	
	開 館 日	平成 24 年 4 月 1 日	
	施 設 構 成	第 3 種公認陸上競技場 全天候型トラック 400m 8 レーン 天然芝サッカーコート 観客席 1,500 席 本部棟 事務室、会議室、放送・記録計測室、更衣室、トイ レ	
	設 備		
	利 用 者 実 績	令和 4 年度	19,444 人
		令和 5 年度	16,386 人
		令和 6 年度	16,355 人
	使 用 料 実 績	令和 4 年度	395 千円
		令和 5 年度	457 千円

		令和 6 年度	421 千円
	契 約 状 況	別表 6 参照	
	収 支 実 績	令和 4 年度	-
		令和 5 年度	-
		令和 6 年度	-
	改 築 ・ 修 繕 履 歴	平成 22 ・ 23 年度に全天候型陸上競技場に改築する。 別表 7 参照	
付 帯 施 設 等		陸上競技器具庫（軽量鉄骨造 平屋建 198.74 m ² ） 駐車場 55 台	
そ の 他		陸上競技場第 3 種公認に必要な用具一式 ※ただし、棒高跳び用具については別に保管 平成 26 年度より指定管理	

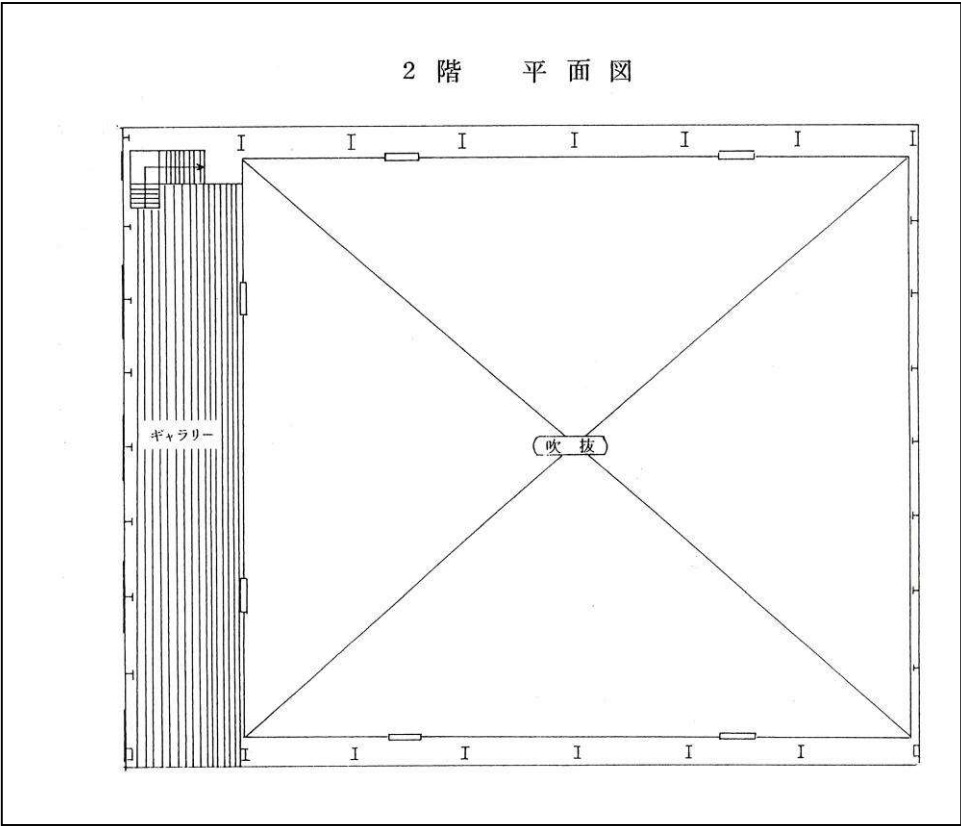
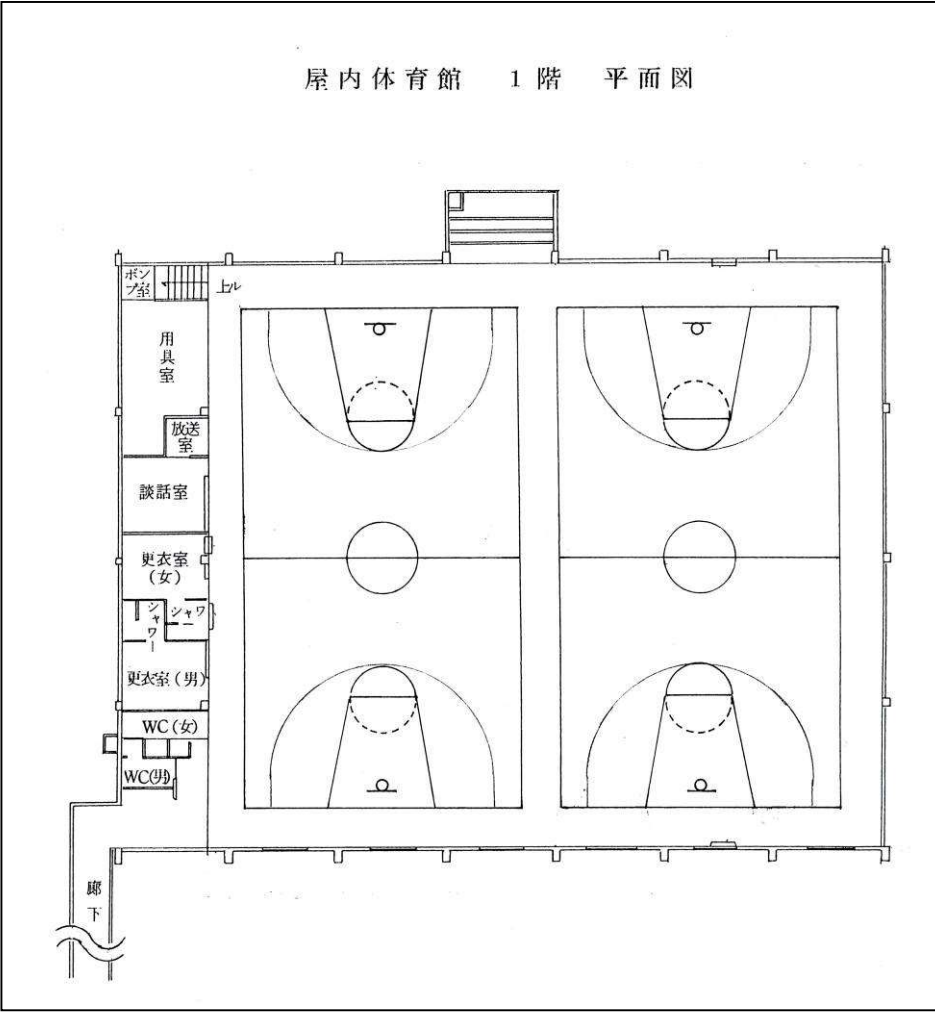
参考資料 1 施設図面（佐渡スポーツハウス 外構平面図）



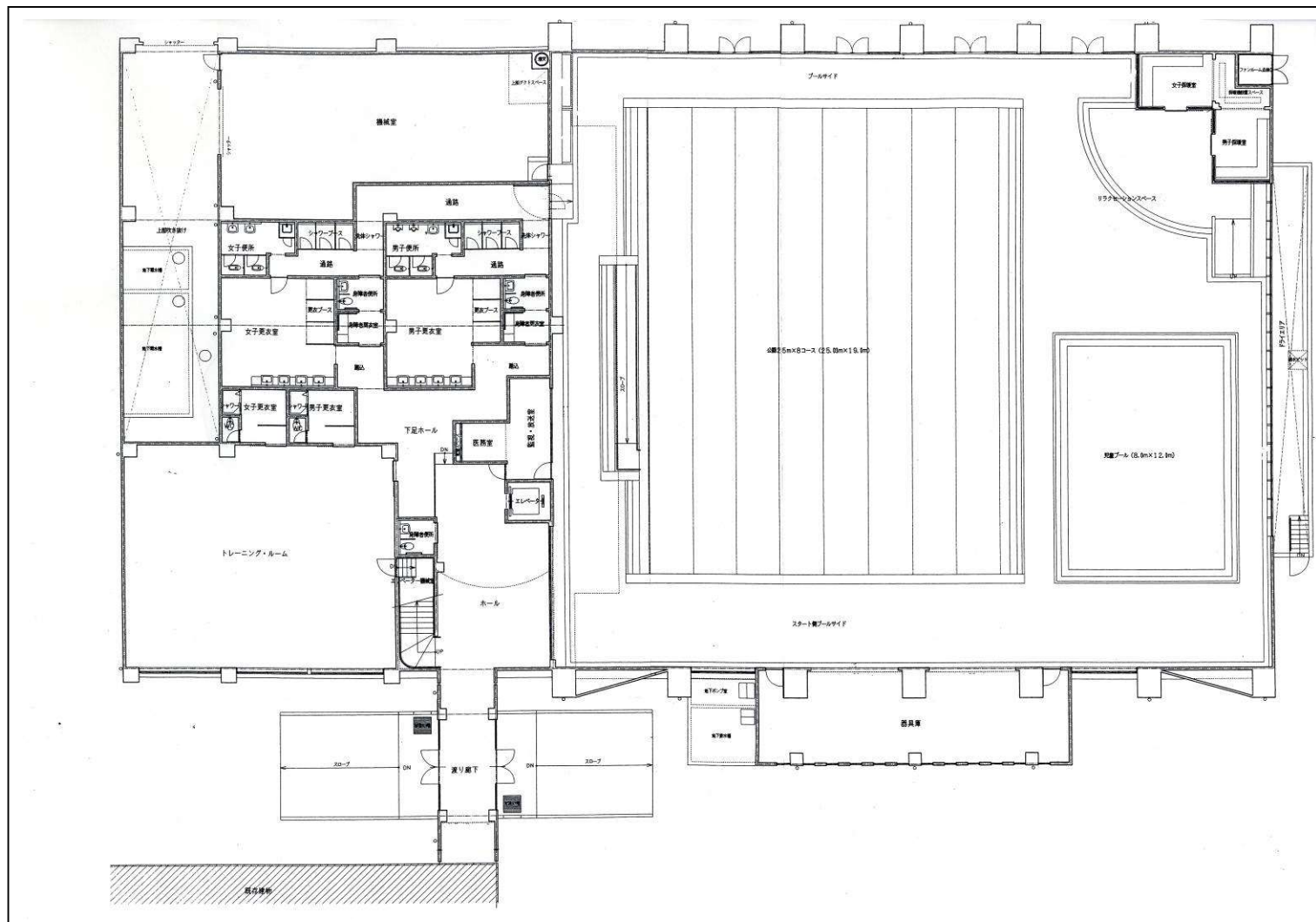
参考資料 2 施設図面 (佐渡スポーツハウス 管理棟平面図)



参考資料 3 施設図面 (佐渡スポーツハウス 体育館平面図)



参考資料 4 施設図面（佐渡スポーツハウス プール棟平面図）



参考資料 5 施設写真（佐渡スポーツハウス 管理棟・プール棟）



参考資料6 施設写真（佐渡スポーツハウス 体育館・クレーテニスコート）



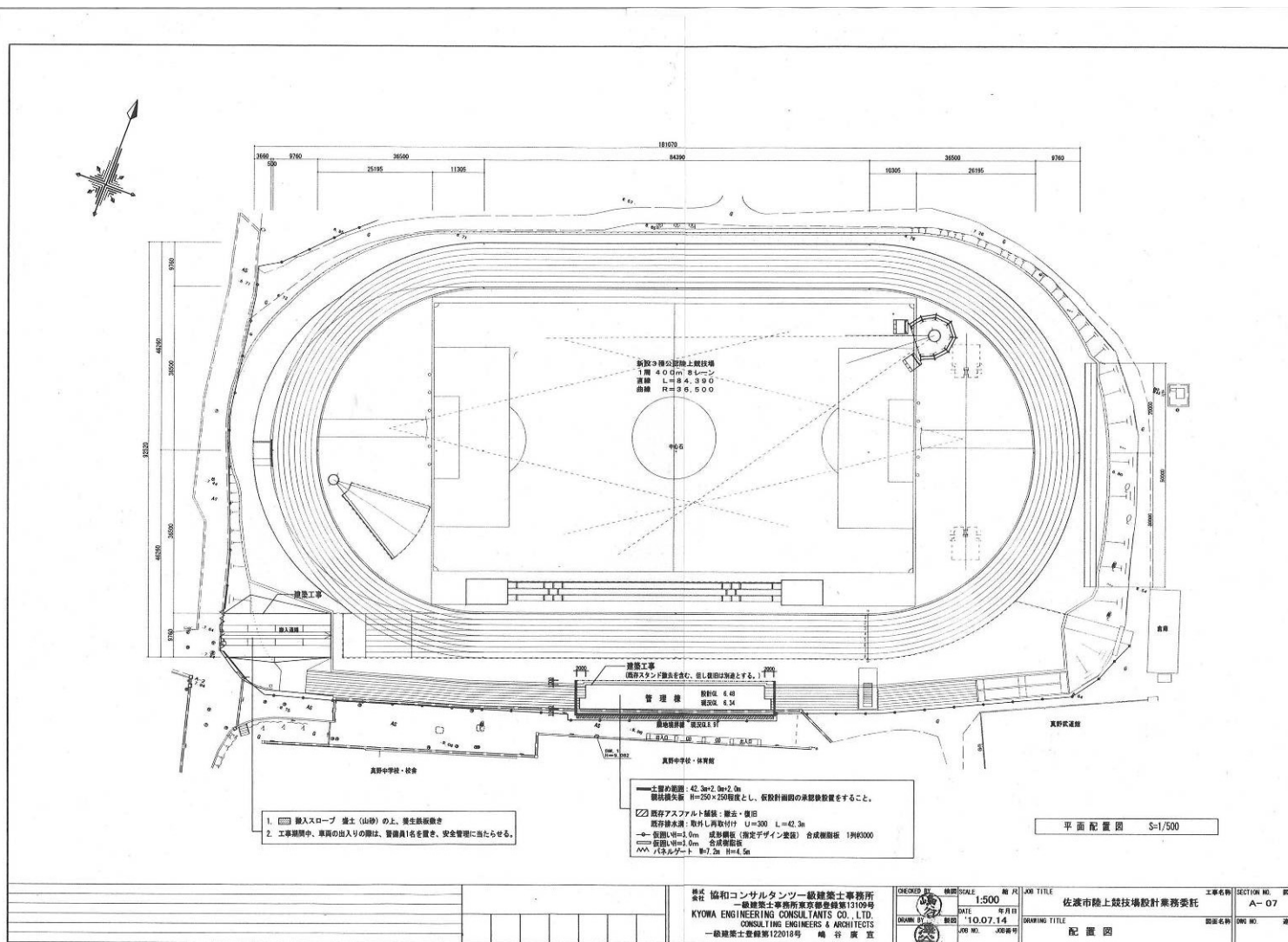
参考資料 7 施設写真（佐渡スポーツハウス 人工芝テニスコート）



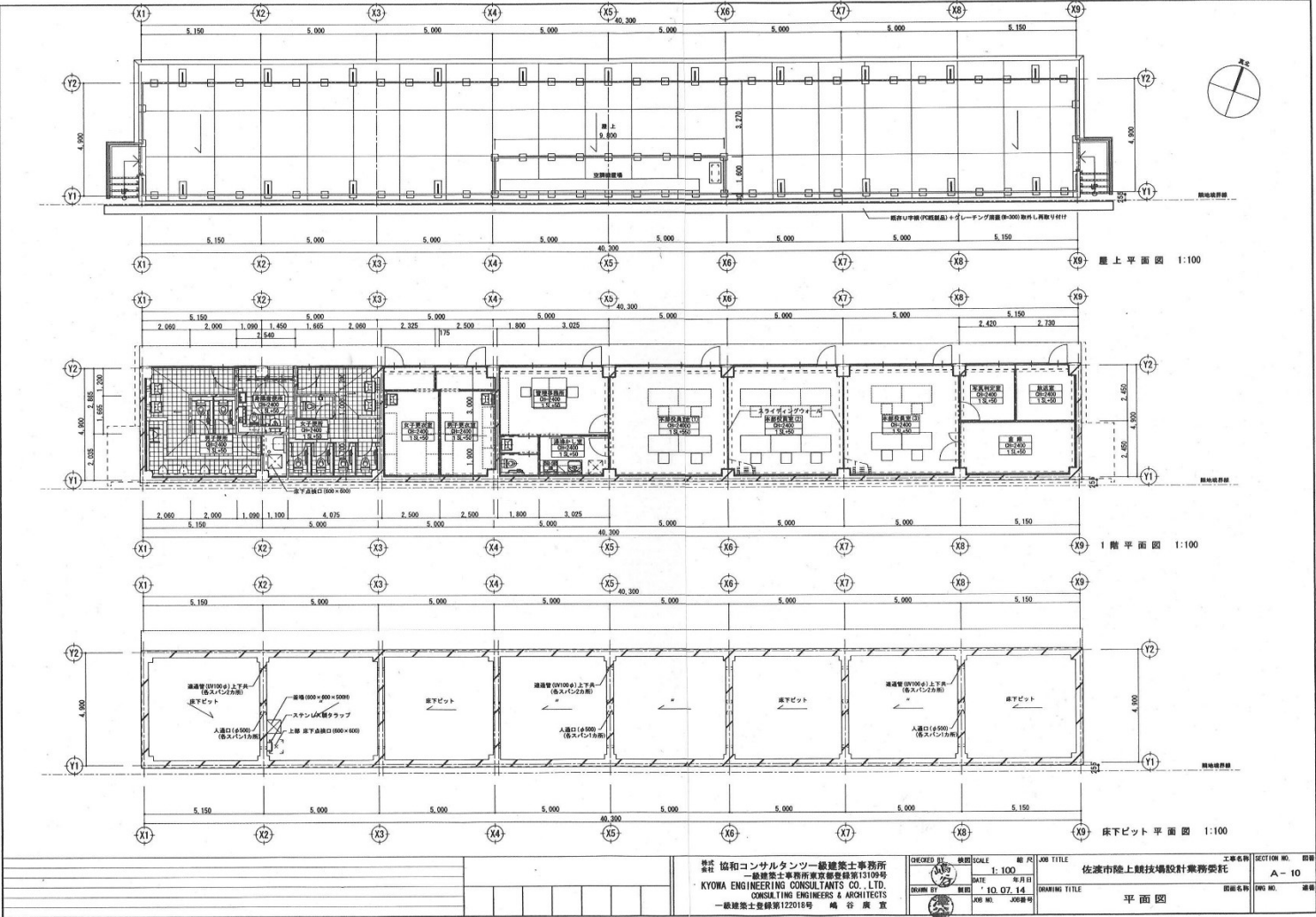
参考資料 8 施設配置（佐渡市陸上競技場）



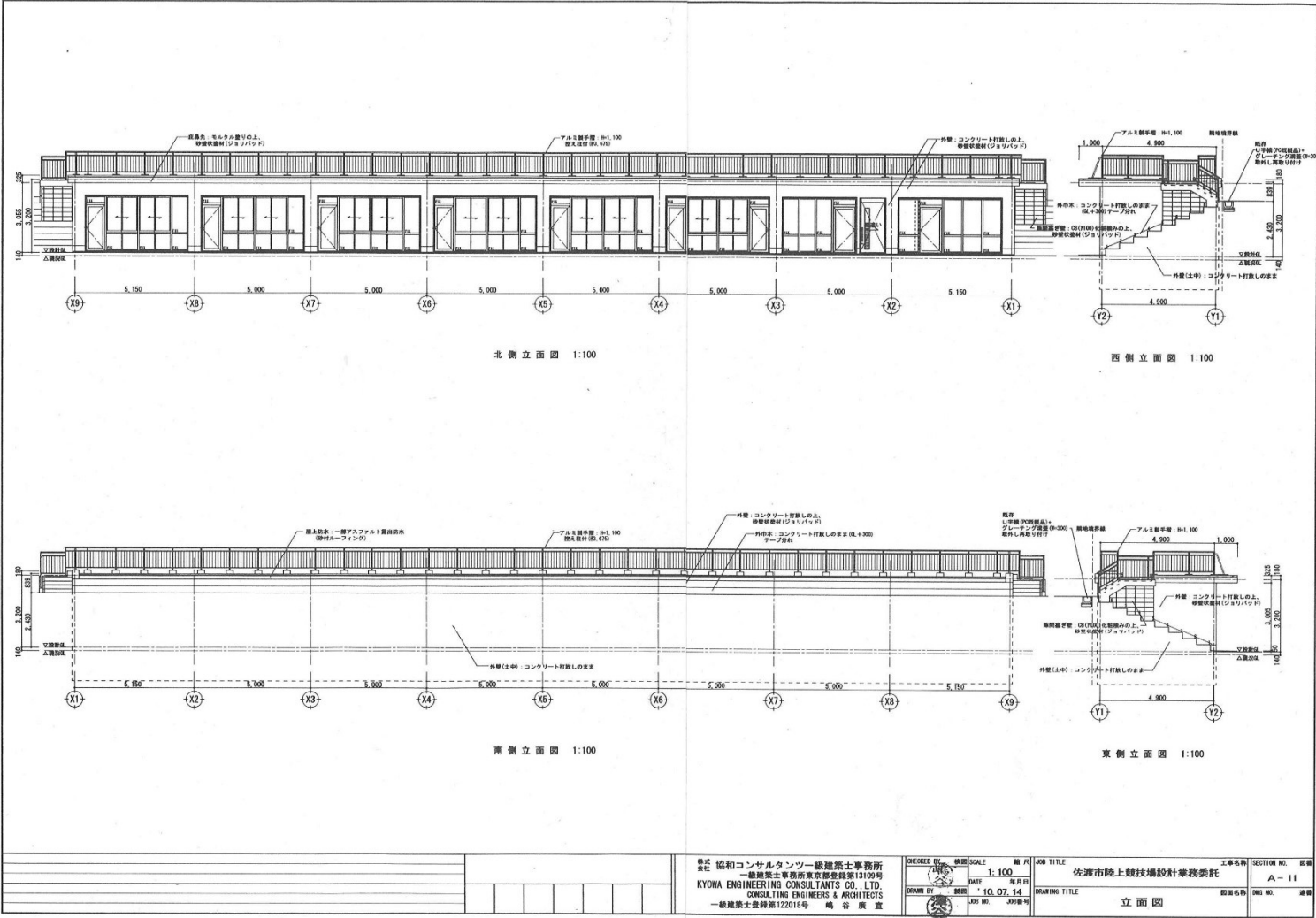
参考資料 9 施設図面（佐渡市陸上競技場 平面図）



参考資料 10 施設図面（佐渡市陸上競技場 本部棟平面図）



参考資料 1 1 施設図面（佐渡市陸上競技場 本部棟立面図）



参考資料 1 2 施設写真（佐渡市陸上競技場）



別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（施設運営業務） 1 目的外使用の許可 （1）佐渡市行政財産目的外使用条例（平成 16 年条例第 67 号。）及び佐渡市行政財政目的外使用条例施行規則（平成 16 年条例第 61 号。）の規定に基づく業務を行うこと。	（施設運営業務） 1 利用許可及び利用の制限 （1）公の施設として常に平等な対応を確保すること。 （2）施設は市内小学校、中学校、高校、保育園および幼稚園において、児童、生徒、園児の体育等の授業、クラブ活動に使用しているので、その利用が図られるよう配慮すること。 （3）施設利用の予約及び利用状況を記録すること。 （4）次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。 ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 ウ 前 2 号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。 （5）利用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく教示を行うこと。 （処分不服があるときは、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、市等を被告として提起するこ

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	とができる。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することになる） 2 利用許可の変更及び利用の中止 (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。 ア 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。 イ 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。 ウ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。 エ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。 オ 公益上必要があると認められるとき。 カ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。 3 営業期間及び利用時間の遵守 4 利用料金の徴収 5 利用料金の改定 6 利用料金の減免

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(1) 条例第 13 条の規定中「あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。 ア 市又は市の機関が主催し、又は共催する事業において利用するとき。 イ 減免要綱によるもの。 ウ 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。 7 ソフト事業等 (1) ソフト事業 ア 科学的シェイプアップ教室 イ 児童水泳（初級・中級）教室 ウ 成人水泳教室 エ トレーニング 1 H ショートレッスン オ 成人水泳 1 H ショートレッスン カ ジュニア野球教室（硬式・軟式） キ ジュニアサッカー教室 (2) ソフト事業に係る事前協議、料金の決定及び徴収 (3) 自主事業 ア 指定管理者が提案する事業 8 広報及び営業等

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。 (2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。 (3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。 (4) 対面、電話、FAX等による集客を行うこと。 9 利用に係る指導、助言 (1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行なう諸手続に必要な助言を行なうこと。 (2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。 (3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。 10 利用者の安全確保 (1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。 (2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての計画を作成すること。 (3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。 (4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認める

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	ときは、その指示に従うこと。 11 職員の安全確保 (1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。 (維持管理業務) 1 日常清掃及び消耗品等の補充 (1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を保つこと。 (2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。 (3) 冬季における駐車場の除雪を行うこと。 (4) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。 2 設備・備品等の保守管理 (1) 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。 (2) 適切に運転が行なわれるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。 ア 消防設備総合点検 イ 自家用電気工作物保安点検（50KW 以下自主点検） ウ パッケージエアコン保守点検（自主点検） エ トレーニング機器保守点検 オ 自動審判計時装置保守点検

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
（経営管理業務） 1 モニタリング （1）必要に応じて現場確認を行うこと。 （2）定められた報告を求めること。	カ 建築物定期調査 キ その他設備機器の保守点検 （3）定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。 （4）修繕記録を整理し、市に報告すること。 3 保安警備業務 （1）利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。 （2）夜間及び休館についても保安警備を行うこと。 4 芝等の管理 （1）陸上競技場の芝の管理は以下の内容を標準とし履行すること。 ・目土入れ 年 1 回 ・機械芝刈り 4～10 月 年 6 回 ・芝肥料散布 年 7 回 ・除草剤散布 年 2 回 ・殺菌剤散布 年 3 回 ・芝補修 必要面積 ・ブラッシング工 年 1 回 （経営管理業務） 1 モニタリング （1）市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。 2 文書管理

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
2 連絡調整 (1) 事務連絡会議等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。	(1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。 (2) 業務に係る文書を適正に管理すること。 (3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。 3 事業計画・報告 (1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。 4 連絡調整 (1) 市が実施する事務連絡会議等に参加し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。 5 職員の配置及び管理 (1) 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。 (2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。 (3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。 6 会計等 (1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。 (2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	(3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。 7 経費の節減 (1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。 8 契約の変更 (1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更すること。 (その他業務) 1 損害賠償の対応 市が指定する業務については、市で加入する全国町村会総合賠償補償保険の被保険者としてみなされ、市の責任と同等に当該保険の対象となるため、加入の必要は無い。 ただし、指定管理者が自主事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなるため、市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。 2 各種届出 業務に必要な関係機関への届など、各種手続きを行うこと

別表 2 業務の範囲（第 8 条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等															
(その他業務) 損害賠償の対応 次の保険に加入し、保険料を負担すること。 (1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 <table><tr><th>保険内容</th><th>金額区分</th><th>負担者・負担割合</th></tr><tr><td rowspan="2">1 火災・落雷・爆発 (免責無し)</td><td>20 万円未満</td><td rowspan="2">保険料 100% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr><tr><td>2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ(免責 5 万円未満)</td></tr><tr><td rowspan="2">風・水災(免責 5 万円未満)</td><td>20 万円以上 共済責任額まで</td><td>保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr><tr><td>20 万円未満</td><td>指定管理者 50%、保険 50% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>20 万円以上 共済責任額まで</td><td>市 50%、保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。</td></tr></table>			保険内容	金額区分	負担者・負担割合	1 火災・落雷・爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険料 100% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。	2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ(免責 5 万円未満)	風・水災(免責 5 万円未満)	20 万円以上 共済責任額まで	保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	20 万円未満	指定管理者 50%、保険 50% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。		20 万円以上 共済責任額まで	市 50%、保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	
保険内容	金額区分	負担者・負担割合																
1 火災・落雷・爆発 (免責無し)	20 万円未満	保険料 100% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。																
	2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ(免責 5 万円未満)																	
風・水災(免責 5 万円未満)	20 万円以上 共済責任額まで	保険 100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。																
	20 万円未満	指定管理者 50%、保険 50% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。																
	20 万円以上 共済責任額まで	市 50%、保険 50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。																

別表２ 業務の範囲（第８条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
地震（免責 10 万円未満。ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計額が 10 万円以上であれば、1 件あたりの損害額が 10 万円未満でも保険の対象となる。）	20 万円未満	指定管理者 85 %、保険 15% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。		
	20 万円以上 共済責任額まで	市 85%、保険 15% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。		
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身心		財物	
賠償責任保険 （施設の瑕疵に起因する事故の補償）	2 億円／人 20 億円／事故		2 千万円／事故	
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 （市が行う業務に起因する事故の補償）	500 万円	20～500 万円	1～15 万円	1～6 万円 （6 日目以降）

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	関係法令の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更に起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限り）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注) 指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表 4 備品等 I 種 (第 10 条関係)

【佐渡スポーツハウス】

保管場所	種類	規格・構造	数量	備考
玄関入口	掲示版	「総合案内板」	1 枚	
玄関	シューズボックス	木製 35 人分 2330×1600×370	1 台	
	陳列ショーケース	TH63 型 H1800×T1200×W460	1 台	
	掲示版	「利用の案内」	1 枚	
職員玄関	更衣ロッカー	LK-4m	1 台	
事務室	OA用机	SD-BDN127	1 台	
	OA用脇机	SD-BDN-47E3mm	1 台	
	金庫	LS104M	1 台	
	エアコン	HITACHI RAS-AP140GHI (室外機) RCI-AP140KA (室内機)	1 台	
	レジスター	カオ SR-1400A 101354	1 台	
旧食堂	テレビ	日立プラスディスプレイ CMP4211J	1 台	
	石油ファンヒーター	サンポット FF-15GBF	1 台	
	エアコン	HITACHI RAS-AP80GHI (室外機) RCI-AP80KA (室内機)	1 台	
1 階休憩室	石油ファンヒーター	ダイニチ ブルーヒーター FW-3360L	1 台	
	エアコン	三菱エアコン PKZ-J50GA2	1 台	
2 階休憩室	エアコン	日立 RAS-J22W	1 台	
	エアコン	東芝 RAS-255SD	1 台	
	エアコン	ナショナル CS-2810FL-W	2 台	
2 階会議室	エアコン	パナソニック CS-J402D2-W	1 台	
管理棟ロビー	長椅子	2303ZZ, 2307ZZ, 2317ZZ-F593	4 台	

体育館ギャラリー	遮光幕	リカラーコントラクト 6.4×2.95m サントス	13 枚	
体育館ギャラリー	遮光幕	リカラーコントラクト 3.2×2.95m サントス	2 枚	
体育館ギャラリー	遮光幕	リカラーコントラクト 1.8×1.1m サントス	8 枚	
体育館更衣室	ロッカー	木製更衣室ロッカー	4 台	
体育館	バスケット後板	セノー製 PC50	2 台	
体育館倉庫	テニスポスト（支柱）	ツムラ VT-2054	1 台	
	テニス用支柱	ツムラ B-054	1 式	
トレーニングルーム	ダンベルラック	トレーニング機器 アシックス MDN26A	1 台	
	掲示版	「正しいストレッチングの方法」	1 枚	
	掲示版	「ストレッチング図」	1 枚	
	トレーニング機器	セノー トレットミルラボート LXE1200	3 台	
	トレーニング機器	セノー NAUTILUS コートレスステアマスター	1 台	
	トレーニング機器	セノー コートレスバイク V77i	1 台	
	トレーニング機器	セノー コートレスバイク V60i	5 台	
	トレーニング機器	セノー バックフライマシン BA4620	1 台	
	トレーニング機器	セノー レッグカールマシン BA4720	1 台	
	トレーニング機器	セノー ラットプルダウンマシン	1 台	
	トレーニング機器	セノー アブドミナルマシン BA5020	1 台	
	トレーニング機器	セノー レッグプレスマシン BA4920	1 台	
	トレーニング機器	セノー レッグエクステンション	1 台	
	トレーニング機器	セノー バックエクステンション	1 台	
	トレーニング機器	セノー フラットベンチ BD342162	1 台	
	トレーニング機器	セノー アブドミナルボート BD51062	1 台	

	トレーニング機器	セノー カールストレッチベンチ	1 台	
	トレーニング機器	平岩 ビューティーローラー	1 台	
	トレーニング機器	セノー バックエクステンションベンチ	1 台	
男女更衣室	コインロッカー	ALPHA 6 人用 返却式	4 台	
プール男女更衣室	コインロッカー	6 人用 CL-2306N	25 台	
プール	スタート台	セノー 公認タイプ JF9012	8 台	
	背泳用標識	セノー JA9122	1 枚	
プールサイド	監視台	セノー H180cm JCT9215	2 台	
	ビート板整理棚	セノー JG9325	1 台	
	ペースクロック	セノー JG920089	1 台	
	水中担架	セノー JG9835	1 台	
プールのトイレ	下敷マット	ハイテクマット DX26 m ²	1 枚	
プール器具庫	競泳用自動審判時計	セイコー 25m対応 8 コース	1 台	
	コースロープ	セノー φ 150 mm JA9150	9 本	
	フライング告知ロープ	セノー JA9102	1 本	
	コースロープ巻取機	セノー JF9304	5 台	
	表彰台	3 人用 セノー FZ1000	1 台	
プール棟通路	自動式体外除細動器	AED (半自動除細動器)	1 台	
プール棟ロビー	冷水機	日立 RW-226PD	1 台	
プール更衣室	下敷マット	サンソフトマット 111 m ²	1 枚	
プール男女更衣室	コインロッカー	4 人用 CL-2304N	6 台	
プール監視室	ビデオカメラ	ソニー TRV-71+SRK-TRV1	1 台	
プール機械室	湿水クリーナー	CVC-120	1 台	

プール機械室外	テント	1K×2K 大会用	1 式	
	テント	2K×3K 大会用	1 式	
テニスコート脇	物置（テニスコート用）	稲葉製作所 MBW-62	1 基	
旧機械室	草刈機	キョーリツ SRE-2220	1 台	
	サーキュレーター	HVD18AC	3 台	

【佐渡市陸上競技場】

保管場所	物品名	数量	備考
本部棟 事務室	事務机	2	
	事務用椅子	2	
	耐火キャビネット	1	
	書籍ロッカー	1	
	書籍ロッカー 両開き扉	1	
	テレビモニター 32型	1	
	ブルーレイディスクレコーダー	1	
本部棟 役員室	書籍ロッカー	2	
	書籍ロッカー 両開き扉	2	
	ホワイトボード（黒板）	2	
	役員用机運搬車	2	
	役員用椅子運搬車	2	
本部棟 写真室	戸棚 500kg タイプ 天地4段	3	
	戸棚 小型精密器具用	1	
	電子計測機器 RGB フィニッシュコーダー	1	
	電子計測機器 カメラカバー（MF700V・W用）	1	

	電子計測機器 トリプルシグナルピストル	2	
	電子計測機器 Y O 式スタート発信装置 7ピストル	1	
	電子計測機器 スタート信号ケーブルA	1	
	簡易携帯用無線	8	
	電子計測機器 ブレスト装置 簡易インカム（ヘッドセット）	3	
	投てき競技用具 円盤検査機	1	
	投てき競技用具 砲丸検査機	1	
	トラック競技用具 風力速報表示機	1	
	トラック競技用具 スターター拡声装置 7メガホン	1	
	トラック競技用具 競歩用警告掲示板	1	
	トラック競技用具 風向風速計	2	
	トラック競技用具 超音波風速計（1）	1	
	トラック競技用具 超音波風速計（2）	1	
	トラック競技用具 超音波風速計（3）	1	
	トラック競技用具 1 2 k g 衡器 デジタル式	1	
倉庫	演台 アルミ合金製	1	
	表彰台（1， 2， 3 位）	1	
	整備用具収納台	1	
	雨天記録装置覆用運搬車	1	
	障害者用器具運搬車	3	
	リヤカー 折り畳み式	3	
	ビーチパラソル	5	
	ビーチパラソル 机	5	
	サッカーゴールネット	1	

	サッカー小型得点板	1	
	サッカー用コーナーフラッグ（6本セット）	1	
	投てき競技用具 ペグラック	2	
	投てき競技用具 砲丸置台	1	
	投てき競技用具 円盤置台	1	
	投てき競技用具 ハンマー置台	1	
	投てき競技用具 ボール置台	1	
	投てき競技用具 投てき用防護ネット	1	
	投てき競技用具 円盤スーパーHM 2.0kg	1	
	投てき競技用具 ハンマー タングステン 7.26kg	1	
	投てき競技用具 ハンマー タングステン 6.00kg	1	
	投てき競技用具 ハンマー タングステン 4.00kg	1	
	投てき競技用具 ハンマー ダグタイル 7.26kg	3	
	投てき競技用具 やり 800g	1	
	投てき競技用具 やり スーパーDR 80m 800g	1	
	投てき競技用具 やり ロングDR 70m 800g	1	
	投てき競技用具 やり ミディアムDR 60m 800g	1	
	投てき競技用具 やり 600g	2	
	投てき競技用具 やり スーパーDR 75m 600g	1	
	投てき競技用具 やり ロングDR 60m 600g	1	
	投てき競技用具 やり立台	1	
	投てき競技用具 フィールド成績表示器	2	
	投てき競技用具 投てき距離表示	1	
	投てき競技用具 砲丸ピットカバー	1	

	投てき競技用具 フィールド用ビニールテープ	6	
	投てき競技用具 ビニールテープ巻取り器	3	
	投てき競技用具 タンマグ容器	2	
	投てき競技用具 やり検査器	1	
	投てき競技用具 ハンマー検査器	1	
	トラック競技用具 吸水ローラー	3	
	トラック競技用具 機動掃除機	1	
	トラック競技用具 競技専用台車	2	
	トラック競技用具 ハードル運搬車（小学生用）	7	
	トラック競技用具 ハードル運搬車 9 台搭載	13	
	トラック競技用具 スタート合図用黒板	2	
	トラック競技用具 スターター台 アルミ合金製	2	
	トラック競技用具 スターティングブロック スーパー 3	16	
	トラック競技用具 周回表示器	1	
	トラック競技用具 レーンナンバー標識 1～8 レーン用	2	
	トラック競技用具 ブレイクライン、ラップ、コーナー用旗	4	
	トラック競技用具 ハードル ウルトラライト (1～35)	35	
	トラック競技用具 ハードル ウルトラライト (36～70)	35	
	トラック競技用具 ハードル ウルトラライト (71～80)	10	
	トラック競技用具 3000m 障害移動障害物高さ調整式	1 式	
	トラック競技用具 3000m 障害代用縁石	1 式	
	トラック競技用具 トラック競技速報表示器	1	

	跳躍競技用具 キャラバンテント SC ステンレス製	4	
	跳躍競技用具 棒高跳用支柱運搬車	1	
	跳躍競技用具 マット運搬車（棒高跳用）	1	
	跳躍競技用具 マット運搬車（走高跳用）	1	
	跳躍競技用具 競技者用長椅子運搬車	3	
	跳躍競技用具 スピリットポール 4.00m	1	
	跳躍競技用具 スピリットポール 3.70m	1	
	跳躍競技用具 走幅跳・三段跳用距離標識	1	
	跳躍競技用具 踏切板取替・機器全般用工具	1 式	
	跳躍競技用具 走高跳用支柱及びバー止めスライド式	2 式	
	跳躍競技用具 棒高跳用支柱及びバー止め	1 式	
	跳躍競技用具 走高跳用マット	1 式	
	跳躍競技用具 棒高跳用マット	1 式	
	跳躍競技用具 鋼製塗装巻尺 100m	1	
	跳躍競技用具 走高跳用高度計	1	
	跳躍競技用具 棒高跳用高度計	1	
	跳躍競技用具 走幅跳・三段跳距離測定器	1	
	跳躍競技用具 リボンロッド 50m	2	
	跳躍競技用具 リボンロッド 100m	1	
	メッシュ付エバーマット（高跳び用マット） 交換用袋 F1831	2	
	メッシュ付エバーマット（高跳び用マット） 交換用袋 F1832	1	
	メッシュ付エバーマット（高跳び用マット） 交換用袋 F1833	1	
	草刈機 ニッカ SXD202	1	

	超音波風速計_NMS200	1	
	超音波風速計_NMS223	1	
	跳躍競技用具 キャラバンテント SC ステンレス製	1	小
フィールド	跳躍競技用具 砂場防じんカバー	2	

別表5 備品等Ⅱ種（第11条関係）

種類	規格・構造	数量	備考
	該当なし		

別表 6 契約内容（第 13 条関係）

【佐渡スポーツハウス】

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	施設清掃	齋藤商事(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	164, 490	
2	警備管理	セコム佐渡(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	348, 480	
3	空調設備保守点検	昱工業(株)佐渡営業所		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	975, 700	
4	温水プール設備保守点検	佐渡企業(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	1, 305, 700	
5	温水プール水質検査	(一財)新潟県環境衛生研究所		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	160, 600	
6	植栽維持管理	(株)佐渡造園土木		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	507, 100	
7	消防設備点検	(有)コンドーシステム		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	328, 900	
8	地下タンク・埋没配管点検	土屋オイルサービス		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	66, 000	
9	簡易専用水道検査料	一財)新潟県環境衛生研究所		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	18, 700	
10	自動扉保守点検	新潟寺岡オートドア(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	160, 600	
11	貯水槽維持管理	佐渡企業(株)		R6. 4. 1 から R7. 3. 31 まで	59, 400	

12	ボイラーばい煙測定	(株)NSS		R6.4.1 から R7.3.31 まで	242,000	
13	自動審判時計装置保守 点検	セイコータイムシステム(株) 信越営業所		R6.4.1 から R7.3.31 まで	638,000	
14	トレーニング機器保守 点検	セノー(株)関東信越支店		R6.4.1 から R7.3.31 まで	136,400	
15	自家用電気工作物管理 業務	一財)東北電気保安協会		R6.4.1 から R7.3.31 まで	236,280	
16	建築物定期調査・報告 書作成	遠藤建設(株)		R6.4.1 から R7.3.31 まで	275,000	
17	糸魚川市中学校硬式野 球交流会委託料	佐渡軍団		R6.4.1 から R7.3.31 まで	40,000	

【佐渡市陸上競技場】

単位：円

No.	契約内容	契約先	場所	契約期間	契約額	備考
1	警備管理	セコム佐渡(株)		R6.4.1 から R7.3.31 まで	179,520	
2	消防設備点検	双峰通信工業(株)佐渡営業所		R6.4.1 から R7.3.31 まで	18,700	
3	電子計測機保守点検	(有)山吾商店		R6.4.1 から R7.3.31 まで	1,050,720	
4	電子計測器取扱	佐渡市陸上競技協会		R6.4.1 から R7.3.31 まで	55,000	
5	芝生管理	(株)佐渡造園土木		R6.4.1 から R7.3.31 まで	3,861,000	